

告示日 平成 21 年 10 月 20 日

岐阜市告示第 360 号

広告物規制地区の指定

1 広告物規制地区の名称

金華地区

2 広告物規制地区の区域

別紙 1 のとおり

3 規制地区基本方針

別紙 2 のとおり

4 許可に関する基準

岐阜市屋外広告物条例施行規則（平成 21 年岐阜市規則第 58 号）別表第 1 のとおり

5 施行日

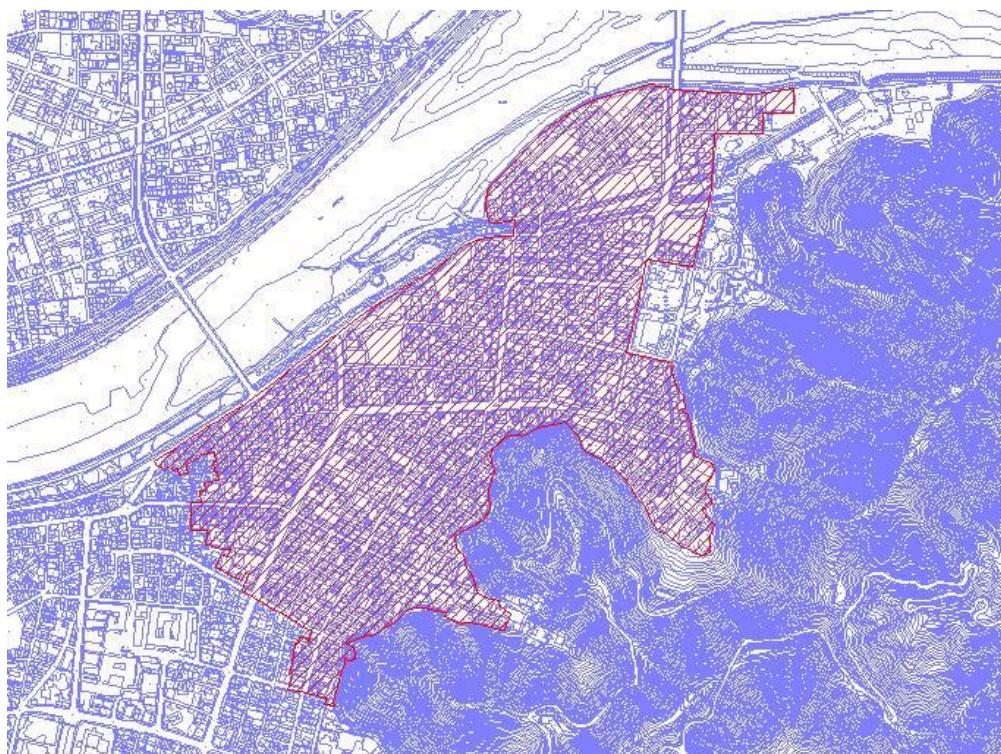
平成 22 年 1 月 1 日

別紙1

広告物規制地区の対象区域

岐阜市間之町、今町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、伊奈波通1丁目の一部、2丁目、3丁目、魚屋町、靱屋町、栄扇町、大宮町1丁目の一部、2丁目の一部、梶川町、上材木町、上茶屋町、上大久和町、上新町、上竹屋町、木造町、啓運町、木挽町、米屋町、下茶屋町、新桜町、白木町、甚衛町、末広町、早田の一部、玉井町、大仏町、大工町、堤外、常盤町、中大桑町、中新町、中竹屋町、西材木町、布屋町、蜂屋町、東材木町、久屋町、本町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目、松下町、松山町、松ヶ枝町、松屋町、益屋町、万力町、湊町の一部、御手洗の一部、元浜町、山口町、大和町、矢島町1丁目、2丁目、夕陽丘の一部であって下記に示す区域

記



規 制 地 区 基 本 方 針

1 基本構想

金華地区の屋外広告物の適切な規制・誘導を図るため、屋外広告物の形態意匠、面積、色彩、掲出位置、素材、照明等について、金華山等の自然や歴史的資源を背景とした眺望景観、歴史的まちなみ景観、長良川鶉飼等の文化的な景観と調和した掲出を行うものとする。

2 基本的事項

項 目	内 容
形 態 意 匠	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑な形状のものや安易な使用のものは、設置しないよう努める。 ・屋上広告物については、隣り合う建築物のスカイラインから突出した印象を与えないよう努める。 ・建築物を利用するものは、主な色彩及び形状を周辺の景観と調和させるよう努める。
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・複数のものを同一方向に設置する場合は、色彩の調和を図る。 ・けばけばしい印象を与える色彩及びその組み合わせは控える。 ・使用する色の数は、できる限り少なくする。
掲 出 位 置	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望点から眺める金華山、岐阜城、伊奈波神社、正法寺、三重塔への見通しを極力確保する位置に掲出する。
照 明	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜城（金華山）の夜間景観や長良川鶉飼を損なうような過度の明るさや華美な照明は使用しない。 ・レーザー光線、ネオンサイン、LED、電光掲示板の使用は控える。
素 材	<ul style="list-style-type: none"> ・経年変化に耐え、周辺のまちなみに調和したものを使用する。